

事務連絡
平成29年3月9日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

鳥インフルエンザ（H7N9）疑い発生時の対応について（注意喚起）

鳥インフルエンザ（H7N9）（以下「本病」という。）については、平成25年3月以降、中国において患者が報告されており、国内において本病の疑い事例が確認された場合は、別添平成27年1月21日付け健感発0121第2号「中東呼吸器症候群（MERS）及び鳥インフルエンザA（H7N9）の二類感染症への追加後の対応について」（以下「本通知」という。）に基づき、対応をお願いしているところです。

今般、本病を疑う事案が発生し、地方衛生研究所における遺伝子検査を実施した際に、都道府県等から当課への本通知に基づく報告がなされず、混乱を招く事態となりました。

つきましては、改めて各自治体において、本病を疑う事案が発生した際の関係機関との連絡体制及び連携体制について、再確認をお願いします。

なお、本病の発生地域等については、厚生労働省のウェブサイト（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144470.html>）をご参照ください。